

特定非営利活動法人こまちの森定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人こまちの森という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を熊本県熊本市北区植木町小野 128 番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、ノーマライゼーションの理念のもと、地域で生活する障害のある方に対し、自立と社会参加の場を提供し、福祉・教育・文化芸術などの活動を通して、障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

障害福祉サービス事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員を持って特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、財政的援助をなす個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会の届を提出したとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拋出金品の不返還)

第 12 条 すでに納められた入会金、会費その他の拋出金品は、返還しない。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3 人以上

(2) 監事 1 人以上

2 理事のうち、1 人を理事長、2 人を副理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員ならびにその配偶者及び 3 親等内の親族が役員の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事またはこの法人の職員をかねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けた時は、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けた時は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 48 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (2) 事務局の組織及び運営
- (3) 総会に付議すべき事項
- (4) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (5) 事業計画及び活動予算の変更
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する時は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに理事に通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数を持って決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 社員総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 社員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときには、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、熊本市に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときには、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	緒方	昭宣
副理事長	林田	敏生
副理事長	永井	洋子
理 事	江口	誠也
同	及川	征加
同	津田	史朗
同	津留	宏子
監 事	戸上	昌則

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、設立の日から平成 21 年 5 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 20 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員

入会金	0 円
年会費	5, 0 0 0 円

賛助会費

入会金	0 円
年会費（一口）	2, 0 0 0 円

平成 30 年度事業計画書

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人こまちの森

1 事業実施の方針

平成 30 年度は、こまちの森の利用者が増えることで工賃の減額にならないように、新しい作業の発掘を行う。

障がい者個々の気持ちに寄り添い、地域との交流をは図りながら、それぞれの生活の場所を広げていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施予 定日時	実施予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象 者の範囲 及び予定 人数	支出見込 額 (千円)
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	軽作業による就労訓練	通年	こまちの森	5 人	通所者 9 名	12,930
	生活自立支援	通年	公的施設 公園	5 人	通所者 9 名	
	文化・芸術・創作活動	通年	こまちの森 公的施設	5 人	通所者 9 名	
	環境美化活動	通年	町内観光地 こまちの森	15 人	一般市民多数	
	地域交流活動	通年	こまちの森 町内保育園 縁がわ事業所 町内老人ホーム	15 人	一般市民多数	
	相談支援事業	通年	こまちの森	5 人	障がい者 及びその 家族 20 名	

平成30年度 活動予算書
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(特定非営利活動法人こまちの森)

科目	金額 (単位: 円)		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	55,000		
賛助会員受取会費	20,000	75,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	10,000	10,000	
3 受取助成金等			
利用料金収入	130,000		
補助金収入	10,000,000	10,130,000	
4 事業収益			
授産事業収益	2,800,000		
その他の事業収益	0	2,800,000	
5 その他収益			
受取利息	100		
雑収入(自動販売機収入)	500,000	500,000	
経常収益計			13,515,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	8,000,000		
本人賃金	1,100,000		
法定福利費	1,100,000		
福利厚生費	50,000		
人件費計	10,250,000		
(2) その他経費			
旅費交通費	80,000		
通信運搬費	80,000		
印刷製本費	30,000		
消耗品費	200,000		
燃料費	150,000		
備品費	200,000		
水道光熱費	200,000		
地代家賃	300,000		
保険料	150,000		
会議費	10,000		
材料費	1,200,000		
雑費	80,289		
その他経費計	2,680,289		
事業費計		12,930,289	
2 管理費			
(1) 人件費			
NPO事務局手当	120,000		
人件費計	120,000		
(2) その他経費			
旅費交通費	10,000		
通信運搬費	5,000		
備品費	100,000		
減価償却費	82,940		
衛生管理費	10,000		
保険料	180,000		
会議費	40,000		
雑費	36,771		
その他経費計	464,711		
管理費計		584,711	
経常費用計			13,515,000
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
経常外収益計		0	0
IV 経常外費用			
経常外費用計		0	0
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			2,571,129
次期繰越正味財産額			2,571,129

計算書類の注記(平成 30 年度)

法人名：(特定非営利活動法人こまちの森)

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

(1)固定資産の減価償却の方法は、定額法で行っています。

・車両運搬具(こまち号)は、減価償却残額1円になります。

・相談室兼休憩室用のプレハブの減価償却(82,940円)を年末に行い残額179,118円になります。

(2)施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理

・物的サービスはありません。

(3)ボランティアによる役務の提供

・ボランティアによる役務の提供はありません。

(4)消費税等の会計処理

・消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

平成 31 年度事業計画書

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人こまちの森

1 事業実施の方針

平成 31 年度は、作業を行う場所の環境を整え効率よく、気持ちよく作業が出来、工賃アップに力をいれていく。

職員の資質向上のための研修に積極的に参加し、より良い支援体制を整える。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施予 定日時	実施予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象 者の範囲 及び予定 人数	支出見込 額 (千円)
障害者 の日常 生活及 び社会 生活を 総合的 に支援 するた めの法 律に基 づく障 害福祉 サービ ス事業	軽作業による就労訓練	通年	こまちの森	5 人	通所者 11 名	13,690
	生活自立支援	通年	公的施設 公園	5 人	通所者 11 名	
	文化・芸術・創作活動	通年	こまちの森 公的施設	5 人	通所者 11 名	
	環境美化活動	通年	町内観光地 こまちの森	15 人	一般市 民多数	
	地域交流活動	通年	こまちの森 町内保育園 縁がわ事業所 町内老人ホーム	15 人	一般市 民多数	
	相談支援事業	通年	こまちの森	5 人	障がい者 及びその 家族 25 名	

平成31年度 活動予算書

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

(特定非営利活動法人こまちの森)

科目	金額 (単位:円)		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	55,000		
賛助会員受取会費	20,000	75,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	10,000	10,000	
3 受取助成金等			
利用料金収入	400,000		
補助金収入	10,500,000	10,900,000	
4 事業収益			
授産事業収益	3,000,000		
その他の事業収益	0	3,000,000	
5 その他収益			
受取利息	100		
雑収入(自動販売機収入)	500,000	500,100	
経常収益計			14,485,100
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	8,500,000		
本人賃金	1,200,000		
法定福利費	1,200,000		
福利厚生費	50,000		
人件費計	10,950,000		
(2) その他経費			
旅費交通費	80,000		
通信運搬費	60,000		
印刷製本費	10,000		
消耗品費	200,000		
燃料費	250,000		
備品費	70,000		
水道光熱費	200,000		
地代家賃	300,000		
保険料	150,000		
会議費	10,000		
材料費	1,400,000		
雑費	10,100		
その他経費計	2,740,100		
事業費計		13,690,100	
2 管理費			
(1) 人件費			
NPO事務局手当	120,000		
人件費計	120,000		
(2) その他経費			
旅費交通費	10,000		
通信運搬費	5,000		
備品費	200,000		
減価償却費	150,000		
衛生管理費	100,000		
保険料	180,000		
会議費	20,000		
雑費	10,000		
その他経費計	675,000		
管理費計		795,000	
経常費用計			14,485,100
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
経常外収益計		0	0
IV 経常外費用			
経常外費用計		0	0
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			2,571,129
次期繰越正味財産額			2,571,129

計算書類の注記(平成 31 年度)

法人名：(特定非営利活動法人こまちの森)

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

(1)固定資産の減価償却の方法は、定額法で行っています。

・車両運搬具(こまち号)は、減価償却残額1円になります。

・相談室兼休憩室用のプレハブの減価償却(82,940円)を年末に行い残額96,178円になります。

(2)施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理

・物的サービスはありません。

(3)ボランティアによる役務の提供

・ボランティアによる役務の提供はありません。

(4)消費税等の会計処理

・消費税等の会計処理は、税込方式によっています。